

## マイナ保険証による受診の円滑化について

マイナ保険証利用をする際、健康保険組合によるデータ登録が行われなまま医療機関等を受診することがないように、被保険者・被扶養者の新規加入時には以下の事項にご注意ください。

### 1. 資格取得届について

- (1) 資格取得届・被扶養者異動届（以下「資格取得届等」という。）を提出（電子的な提出を含む。）の際は、被保険者または被扶養者のマイナンバー・氏名・生年月日・性別・住所（以下「マイナンバー等」という。）を正確に記入してください。
- (2) 法令上資格取得届等にはマイナンバーの記載が求められており、データ登録にはマイナンバーの記載が必要です。
- (3) 資格取得届等の提出（電子的な提出を含む。）の際などにマイナンバーが正確に記載されていない場合、データの登録ができずマイナ保険証の利用ができません。したがってデータの早期登録に向けてマイナンバーの速やかな提出をお願いします。

### 2. データ登録について

- (1) 資格取得届等にマイナンバー等を正確に記載した場合は、資格取得届等が健康保険組合に提出されてから5日以内にデータ登録が完了します。登録が完了するまではマイナ保険証の利用ができません。
- (2) データ登録の完了後、「資格情報のお知らせ」を事業主経由（任意継続者は自宅）で送付しますので、資格情報のお知らせが届いてからマイナンバーカードによる受診が可能になります。

### 3. マイナ保険証による受診について

資格取得後に初めてマイナンバーカードにより受診する場合は、事前にマイナポータルにアクセスし、医療保険の資格情報として新しい資格の情報が登録されていることを確認してください。